

(22) 水質汚濁防止法に規定する指定地域

調査区域は、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく汚濁負荷量の総量の削減に係る指定地域として定められている。

(23) 湖沼水質保全特別措置法の規定により指定された指定地域

調査区域には、「湖沼水質保全特別措置法」（昭和 59 年 7 月 27 日法律第 61 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された湖沼は存在しない。

(24) 土壌汚染対策法の規定により指定された指定区域

調査区域には、表 4.1-47、表 4.1-48 及び図 4.1-22 に示したとおり、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 6 条第 1 項の規定により指定された要措置区域が刈谷市に 3 箇所、知立市に 1 箇所存在する。

(25) ダイオキシン類対策特別措置法の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域

調査区域において、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 29 条第 1 項の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された地域はない（令和 5 年(2023 年)度ダイオキシン類対策特別措置法施行状況について、環境省 HP、令和 7 年 5 月閲覧）。

(26) 農用地の土壌汚染防止等に関する法律の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域

調査区域において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域はない。刈谷市恩田川は昭和 48 年 7 月 30 日に対策地域として指定されたが、昭和 53 年 3 月 20 日に「全部解除」となっている。（令和 5 年度農用地土壌汚染防止法の施行状況について、環境省 HP、令和 7 年 5 月閲覧）。

(27) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定された指定区域

調査区域には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定により指定された指定区域が知多市に 3 箇所、常滑市に 4 箇所、大府市に 5 箇所、東浦町に 7 箇所、半田市に 6 箇所、高浜市に 4 箇所、刈谷市に 3 箇所、知立市に 1 箇所、安城市に 4 箇所存在する。指定区域を表 4. 2-70 (1)～(2)に示す。

表 4. 2-70 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域（令和 5 年 10 月 20 日現在）

番号	指定区域	埋立地の区分
1	半田市州の崎町 2 番 35、2 番 203 及び 2 番 236 の全部	政令第 13 条の 2 第 2 号
2	半田市州の崎町 2 番 28 の一部並びに知多郡東浦町大字藤江字南栄町 1 番 82 の全部及び 1 番 28 の一部	政令第 13 条の 2 第 1 号
3	大府市横根町箕手 8 番及び 41 番 79 から 41 番 82 までの全部並びに 41 番 78 及び 41 番 196 の各一部	政令第 13 条の 2 第 2 号
4	知多市新知字南新生 5 番から 7 番まで及び 9 番の全部並びに 4 番、8 番、10 番 2、17 番、18 番、21 番、137 番及び 159 番の各一部	政令第 13 条の 2 第 2 号
5	知多郡東浦町大字藤江字南栄町 1 番 83 及び 1 番 86 の全部	政令第 13 条の 2 第 1 号
6	安城市安城町多門 89 番、90 番 1、90 番 2、91 番 1、91 番 2、95 番、112 番、114 番から 117 番まで及び 125 番から 129 番までの全部並びに 84 番、88 番、92 番 1、92 番 2、93 番 1、93 番 3、94 番、96 番、97 番、106 番、110 番、111 番、113 番、118 番から 120 番まで、124 番及び 130 番の各一部	政令第 13 条の 2 第 2 号
7	安城市安城町甲山寺 70 番から 83 番まで、84 番 1、84 番 2 及び 85 番から 91 番まで並びに多門 70 番から 83 番まで、98 番から 105 番まで及び 107 番から 109 番までの全部並びに多門 84 番、96 番、97 番、106 番、110 番、111 番及び 130 番の各一部	政令第 13 条の 2 第 2 号
8	高浜市春日町一丁目 7 番 10 から 7 番 13 までの全部	政令第 13 条の 2 第 2 号
9	高浜市春日町一丁目 8 番 3 の一部	政令第 13 条の 2 第 2 号
10	高浜市芳川町四丁目 6 番 1 から 6 番 4 まで及び 6 番 6 から 6 番 16 までの全部	政令第 13 条の 2 第 2 号
11	知多市新舞子字姥山 2 番 1、3 番 4、3 番 7、3 番 16、3 番 17、3 番 35 及び 3 番 36 並びに日長台 229 番、398 番及び 399 番の全部	政令第 13 条の 2 第 1 号
12	知多郡東浦町大字生路字 5 号地 1 番から 17 番まで及び 36 番から 38 番までの全部	省令第 12 条の 31 第 2 号
13	刈谷市泉田町下中割 30 番 1、87 番 1、93 番 1、98 番及び 99 番、西沖ノ川原 2 番 2 及び 3 番 3 並びに西割 47 番 1、48 番 1、49 番 1、50 番、51 番 1、52 番、53 番 1、53 番 3、54 番 1 及び 54 番 3 の全部	政令第 13 条の 2 第 1 号
14	安城市福釜町大洲 91 番から 97 番までの全部並びに 98 番から 103 番までの各一部並びに榎前町宮下 71 番から 80 番まで、83 番及び 86 番の全部並びに 82 番、90 番及び 92 番から 96 番までの各一部	政令第 13 条の 2 第 1 号
15	知立市山屋敷町板張 1 番、2 番、4 番から 7 番まで並びに見社 1 番、2 番、4 番 1、5 番から 7 番まで、8 番 1、9 番 1、10 番 1 及び 10 番 2 の全部	政令第 13 条の 2 第 1 号
16	半田市潮干町 1-1 の一部	政令第 13 条の 2 第 1 号
17	知多市日長字赤坂 25、28-1、28-2、29 及び 30、字原山 8-1、8-2、9 から 14 まで、15-1、15-2、16 から 19 まで、20-1、20-2、21 から 25 まで、112、113-1、113-2、117-1-1 及び 124-1 の全部並びに字赤坂 24-1、35 及び 97-1、字原山 6、7、29、110-3、161、166 及び 167 の各一部	政令第 13 条の 2 第 1 号
18	大府市朝日町六丁目 10 番 1 並びに知多郡東浦町大字森岡字葭野 1 番 9、6 番及び 37 番	政令第 13 条の 2 第 1 号
19	半田市州の崎町 2-42、2-67 及び 2-215 から 2-217 までの全部	政令第 13 条の 2 第 1 号
20	知多郡東浦町大字森岡字外新切 32-1、33-1、34-1、35-1、36-1、37-1、38-1、39-1、41-1 及び 42-1 の全部	政令第 13 条の 2 第 1 号
21	知多郡東浦町大字藤江字亥子新田 97-8 の一部	政令第 13 条の 2 第 1 号
22	常滑市金山字西石田 14 番 340 から 14 番 342 まで、14 番 355、14 番 356 及び 14 番 378 から 14 番 381 までの全部並びに 6 番、14 番 343 及び 14 番 357 の各一部	政令第 13 条の 2 第 2 号

出典：「廃棄物が地下にある土地の区域指定」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

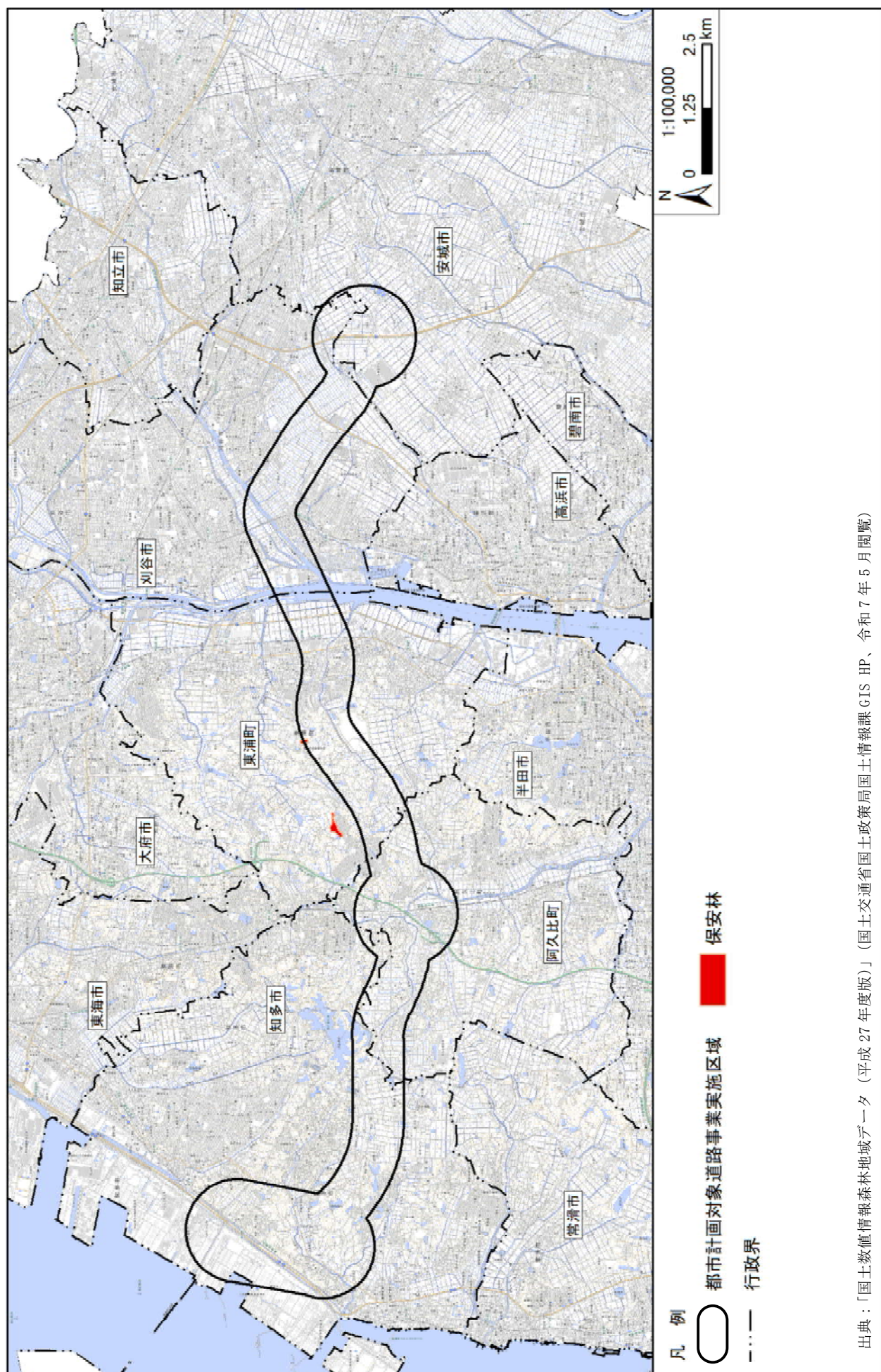
表 4. 2-70 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域（令和 5 年 10 月 20 日現在）

番号	指定区域	埋立地の区分
23	常滑市金山字西石田 14 番 344 から 14 番 346 まで及び 14 番 358 から 14 番 360 までの全部並びに 6 番、14 番 343 及び 14 番 357 の各一部	政令第 13 条の 2 第 2 号
24	常滑市金山字西石田 6 番の一部	政令第 13 条の 2 第 2 号
25	常滑市金山字西石田 6 番の一部	省令第 12 条の 31 第 2 号
26	半田市州の崎町 2 番 17、2 番 21、2 番 45 から 2 番 48 まで、2 番 77 から 2 番 79 まで、2 番 164 及び 2 番 165 の各一部	政令第 13 条の 2 第 1 号
27	大府市吉田町弥左エ門脇 1 番 3、1 番 55、1 番 77、3 番 1 及び 6 番 4 の全部	政令第 13 条の 2 第 1 号
28	知多郡東浦町大字藤江字南栄町 1-29 及び半田市州の崎町 2-234 の全部並びに半田市州の崎町 2-28 の一部	政令第 13 条の 2 第 1 号
29	刈谷市泉田町下中割 104 番、105 番及び 107 番の全部並びに 50 番 1	政令第 13 条の 2 第 1 号
30	大府市宮内町七丁目 93 番及び 135 番の全部並びに 94 番及び 136 番の各一部	政令第 13 条の 2 第 1 号
31	大府市宮内町七丁目 133 番、134 番、137 番及び 161 番から 165 番までの全部並びに 95 番、131 番、132 番、166 番、167 番及び 171 番の各一部	政令第 13 条の 2 第 1 号
32	高浜市稗田町二丁目 5 番地 2 及び 5 番地 3 の各一部	政令第 13 条の 2 第 3 号
33	刈谷市泉田町下中割 22 番、25 番、26 番及び 29 番並びに西割 38 番から 46 番まで、47 番 3、48 番 2 及び 57 番から 59 番までの全部並びに下中割 20 番 1、21 番 1、23 番、24 番、27 番、28 番、30 番 2、100 番及び 101 番並びに西割 36 番 1、37 番 1、55 番及び 56 番の各一部	政令第 13 条の 2 第 1 号
34	安城市和泉町大海古 3 番 1 の全部	政令第 13 条の 2 第 3 号

出典：「廃棄物が地下にある土地の区域指定」（愛知県 IP、令和 7 年 5 月閲覧）

(28) 森林法の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林

調査対象市町には、「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 25 条の規定により指定された保安林が複数存在する。調査区域内における保安林の指定状況については、図 4.2-37 に示す。なお、事業実施区域内には一部保安林が存在する。



(29) 景観法の規定による指定区域

調査対象市町では、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく景観行政団体として半田市、常滑市、碧南市、東浦町が景観行政団体として位置付けられ、景観計画の策定と景観条例の制定が行われている。各市町が策定した景観計画では、新美南吉の生家等の景観重要建造物等や、緒川の「屋敷のまち並み」の景観等の重点区域の候補地区等が 15 箇所指定されており、建築物の建築や開発行為等を行う場合には、各自治体との事前協議や届出が必要となる。

重点区域の候補地区等の指定状況を表 4.2-71 及び図 4.2-38 に示す。

表 4.2-71 重点区域の候補地区等の指定状況

市町名	景観計画	指定区域	
		名称	種別
東浦町	東浦町景観計画	緒川の「屋敷のまち並み」の景観	重点区域の候補地区
		生路の「郷中のまち並み」の景観	重点区域の候補地区
		明德寺川を軸とする《根》と《狭間》の景観	重点区域の候補地区
		森岡の「ぶどう畑」の景観	重点区域の候補地区
半田市	半田市ふるさと景観計画	新美南吉の生家	景観重要建造物
		旧藤友呉服店	景観重要建造物
		望洲楼	景観重要建造物
		公益財団法人かみや美術館分館 南吉の家（養子先）	景観重要建造物
		成田家の本宅	景観重要建造物
		聖イオアン・ダマスキン聖堂	景観重要建造物
		常福院のソテツ	景観重要樹木
		亀崎地区	景観形成重点地区
		岩滑地区	景観形成重点地区
碧南市	碧南市景色づくり基本計画	無我苑	景観重要建造物の指定候補
		応仁寺	景観重要建造物の指定候補

注）景観重要建造物、景観重要樹木、景観形成重点区域は、指定候補先（今後指定されることが想定されるもの）も反映している。

出典：「愛知県及び県内市町村の景観施策・景観規制の概要」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

「半田市ふるさと景観計画」（半田市、令和 4 年 3 月）

「碧南市景色づくり基本計画」（碧南市、令和 3 年 10 月）

「東浦町景観計画」（東浦町、平成 28 年 4 月）

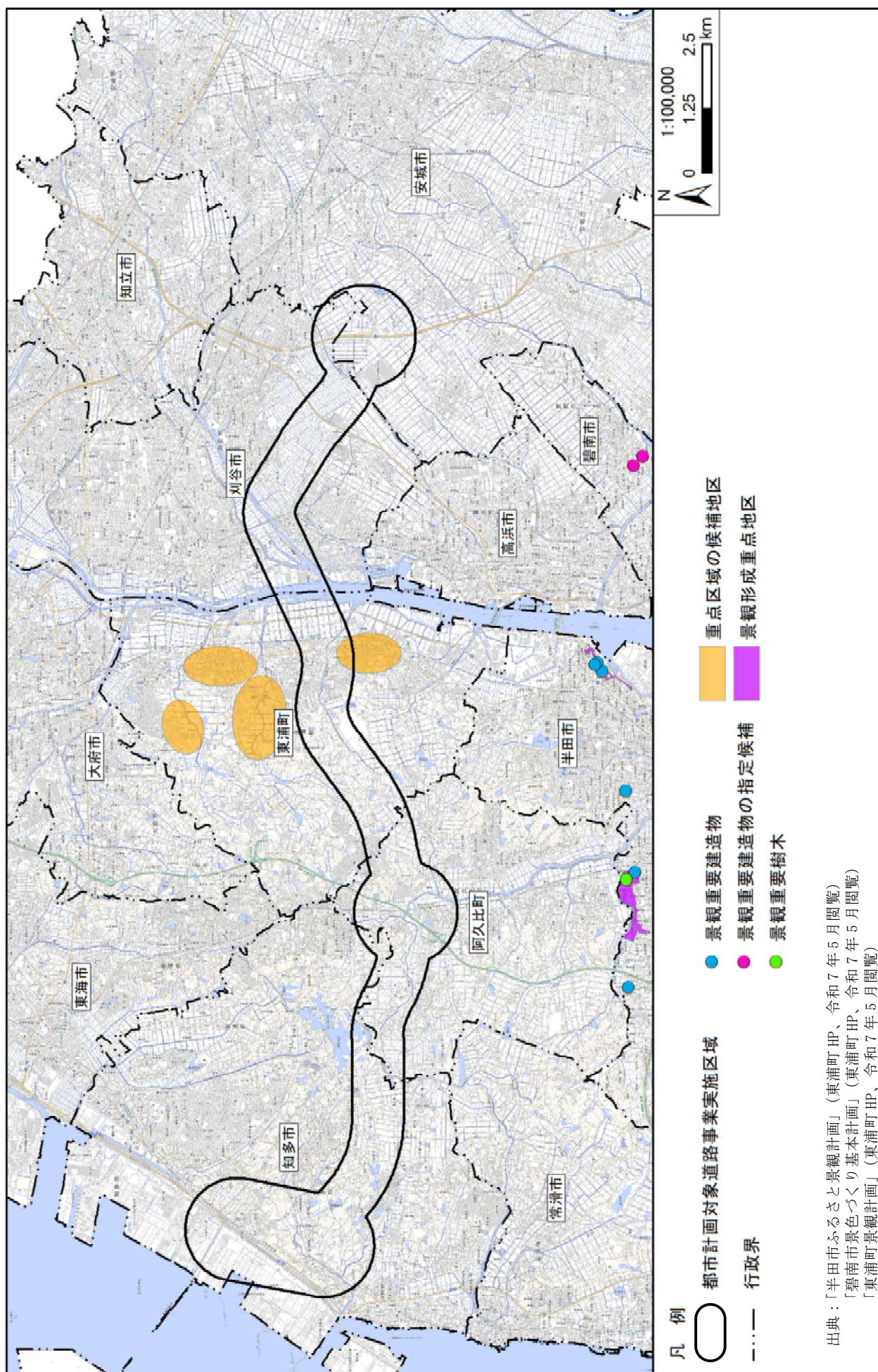


図 4.2-38 重点区域の候補地区等の指定状況

(30) その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況

1) 「保護林の再編・拡充について」により指定された保護林の区域

調査区域において、「国有林野管理経営規程」（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）に基づき定められた保護林の区域は存在しない。

2) 地方公共団体の景観の保全に係る条例等（景観条例等）

愛知県は、美しい愛知づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、美しい愛知づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、美しい愛知づくりを推進し、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、「美しい愛知づくり条例」（平成 18 年 3 月 28 日条例第 6 号）に基づき、「美しい愛知づくり基本計画」（平成 19 年 3 月、愛知県）を策定し、「広域景観資源」を抽出している。また、同条例に基づき「美しい愛知づくり景観資源 600 選」を指定している。

「美しい愛知づくり基本計画」に挙げられている広域景観資源を表 4.2-72(1)～(4)及び図 4.2-39 に示す。なお、「美しい愛知づくり景観資源 600 選」に挙げられている景観資源については、前項「4.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況」における表 4.1-81(1)～(3)及び図 4.1-39 に示すとおりである。

表 4.2-72(1) 美しい愛知づくり基本計画 広域景観資源一覧

No.	種別	景観資源名	主な特徴
1	自然景観	矢作川	豊田市、岡崎市などを流れ、碧南市と西尾市の間で三河湾に注ぐ河川。矢作川の水は明治用水などに使われ、西三河における農業、工業の産業基盤として重要な役割を果たしている。上流から下流域まで変化に富んだ景観を呈している。水質改善や流域の森林を守る取り組みなどを通じた上下流の連携も行われている。
2		知多半島のため池群	知多半島では大河川等の大きな水源がなく、稲作等の農業用水の確保に大変苦労し、多くのため池が作られた。現在では半島全体で大小あわせて約1,300か所あるといわれ、農業用水の水源であるとともに、水草が生え、コイやフナなどが生息し、野鳥が集う自然環境をつくりだしている。また、住宅地に近いため池では、周辺に散歩道などを設けて親水空間として利用されているものもある。また、知多半島だけでなく、愛知県には、その他に西三河南部や渥美半島にも多数のため池がある。
3	歴史景観	美濃街道	江戸時代には幕府の道中奉行の管轄下にあった主要街道のひとつで、東海道の熱田宿から、濃尾平野を縦断して中山道の垂井宿を結ぶ全長約58kmの脇街道であった。県内の宿駅としては清洲(清須市)、稲葉(稲沢市)、萩原(一宮市)、起(一宮市)があった。
4		七里の渡し (佐屋街道)	東海道の脇街道で、宮宿から岩塚・万場・神守・佐屋の四宿を経て、佐屋からは川を下り、桑名宿へと至っている。宮から七里の渡しを経て桑名までの海路を避けて、陸路として開かれた。
5		岡田	知多市岡田という狭い地域に、木綿業で栄えた富の蓄積によって建てられた蔵が集中している。91棟ある蔵のうち、1棟を除いて戦前の建物で、中には江戸時代のものも11棟ある。
6		刈谷城跡	天文2年(1533年)水野氏が築いた城で、明治の廃藩置県まで刈谷藩の中心であった。今は総合公園として整備され、日本庭園と十朋亭との調和が美しい。春は桜まつりが開催され多くの市民でにぎわう。
7		三河三弘法遍昭院	知立市にあり、約1200年前弘法大師空海上人によって開創された。三弘法第一番根本霊場として当地方の弘法大師信仰の中心的存在をなす。毎月弘法大師の命日には東海地方各地から信徒が参詣に訪れる。

出典：「美しい愛知づくり基本計画」(平成19年3月 愛知県)

表 4.2-72(2) 美しい愛知づくり基本計画 広域景観資源一覧

No.	種別	景観資源名	主な特徴
8	生活景観	はんだ山車まつり	市内 31 台の山車が、5 年に 1 度集結する勇壮な祭り。31 台の山車が織りなす山車絵巻に半田の町は熱い興奮に包まれる。 また毎年開催される「春の山車祭り」は、3 月下旬から 5 月 3 日・4 日にかけて行われる。市内 10 地区で山車祭りが行われ、総勢 31 台の山車が連続と登場。精緻な彫刻や金・銀刺繍幕におおわれた豪華な山車が勇壮に曳きまわされる。からくり人形、獅子舞、三番叟など見所は多く、観客を魅了している。
9		からくりのある山車祭り	愛知県下にはからくり人形をのせて曳きまわされる山車が 133 輛あり、全国でも最多である。 からくりのある山車の始まりは、元和 4 年（1618 年）、尾張初代藩主徳川義直が家康の菩提を弔う為に行った祭礼からとされている。当初は大八車 2 輛を組み合わせて能人形を飾り引き出すところから始まった。その後弁慶と牛若丸の立ち回り、さらにはからくり仕掛けで動く人形となり、他町もこれを真似て全域に広がった。
10		万燈祭り	刈谷市、新城市、西尾市、豊田市で行われている祭礼。地域によりその目的が多少異なり、刈谷市の万燈祭りは町内安全と火難防除への祈願と感謝を込めて行われ、新城市や西尾市では、長篠の戦いなどでの犠牲者の霊を弔うためのものとされている。いずれもお盆の付近で行われ、夜空の中に浮かび上がる万燈の明かりなどは幻想的である。
11		棒の手	戦国時代、農民が自衛手段として武芸を身に付けたとされるもので、後に集落の祭事や公の慶祝の日に行い続け、受け継がれてきた。棒の手は、県内で 10 をこえる流派があり、棒や太刀（木太刀）を使う武術的な民俗芸能で、2 人から 4 人の演技者が型に従って対戦する。
12		尾張万歳	知多市に伝わる伝統芸能。祝福芸として古くから法華経万歳と御万歳の演目で諸国を回国していたが、江戸期に、娯楽的な演目を加え、明治期に完成した。はなやかな動きと豊富な演目は、後の寄席芸能の万才にも影響を与えたといわれ、芸能史上重要なものである。国の重要無形民俗文化財に指定されている。
13		三河万歳	三河地域の安城市、西尾市、幸田町に伝わる伝統芸能。もとは正月の祝福芸だが、現在は季節を問わず慶事の際などにも披露される。国の重要無形民俗文化財に指定されている。

出典：「美しい愛知づくり基本計画」（平成 19 年 3 月 愛知県）

表 4.2-72(3) 美しい愛知づくり基本計画 広域景観資源一覧

No.	種別	景観資源名	主な特徴
14	産業景観	知多半島道路	延長 20.9km の知多半島道路と延長 19.6km の南知多道路は、知多半島の中央の丘陵地を縦断する自動車専用道であり、セントレアからの主要なアプローチとして利用される道路である。
15		国道 23 号 (名豊道路)	豊明市から豊橋市を結ぶ地域高規格道路であり、県東部の広域交通を担う。刈谷市内などは高架構造が中心で周囲の景観が見渡せる。
16		国道 155 号 (名古屋環状 3 号線)	名古屋市の外側で環状線を形成している一般国道。県内 19 市町を通過している。各都市の市街地近傍を通過している部分も多く、都市間を結び、生活・産業を支える重要な路線として位置づけられている。
17		鉄道	県内各都市へのアプローチとして、あるいはあるいは都市内移動の重要な役割を担う鉄道は、県内交通の骨格を形成している。また車窓からの風景は、それぞれの地域特性を強く印象付けるものとなっている。(JR 東海道新幹線、JR 東海道本線、JR 中央本線、名古屋鉄道本線、東部丘陵線リニモ、豊橋鉄道路面電車(東田本線))
18		鉄道駅	鉄道駅は都市の玄関口としての役割を担い、第一印象を形成する上でも駅前の景観は重要である。(名古屋、尾張一宮、高蔵寺、千種、鶴舞、金山、刈谷、岡崎、豊橋)
19		名古屋港	名古屋市、東海市、知多市、弥富市、飛島村にまたがる海港で、国指定の特定重要港湾。自動車関連の輸出が半数以上を占める貿易港で、輸出入総額国内第 1 位。日本三大貿易港の一つに数えられる。ガーデンふ頭には名古屋港水族館や名古屋港イタリア村などの観光・娯楽スポットがある。
20		衣浦港	三河湾西部に面した碧南市、半田市、高浜市、武豊町にまたがる海港で国指定の重要港湾。西三河および知多地域の物流の拠点港である。古くから栄えた港で、明治期には、名古屋港よりも武豊港の方が大型船舶の寄港に有利であったため、武豊線が東海道本線に先んじて建設された。
21		名古屋港周辺の工業地帯	特定重要港湾である名古屋港の周辺の名古屋市、東海市、知多市、弥富市、飛島村に広がる工業地帯。木材、鋼材、燃料、製鉄、自動車、運輸などの産業が集積している。
22		衣浦港周辺の工業地帯	重要港湾である衣浦港の周辺の碧南市、半田市、刈谷市、高浜市、武豊町、東浦町に広がる工業地帯。鉄鋼、機械、自動車部品、車両、化学、窯業、金属などの産業が集積している。

出典：「美しい愛知づくり基本計画」(平成 19 年 3 月 愛知県)

表 4.2-72(4) 美しい愛知づくり基本計画 広域景観資源一覧

No.	種別	景観資源名	主な特徴
23	産業景観	内陸の工業地帯	豊田市、岡崎市、刈谷市、安城市、西尾市周辺は、輸送機器産業を軸に一大内陸工業地帯を形成しており、近年における発展が著しい愛知県の産業集積を代表するエリアである。また、小牧市、春日井市、犬山市周辺は、内陸工業地帯として、機械・電気機器等の高い集積がみられる。
24		窯業	窯業は古くからの愛知の主要産業であり、瀬戸や常滑は陶磁器の産地、高浜は三州瓦の産地として栄え、現在、瀬戸市の「窯垣の小径」や高浜市の「鬼の道」など、陶磁器などの素材を活かしたまちづくりが行われている。また瀬戸の陶土採掘場はグランドキャニオンと呼ばれ、特徴ある景観を呈している。
25		鑄造業	鑄物業は、古い歴史を持つ産業で、現在は碧南市を代表に盛んに生産されるようになっている。特に、太平洋戦争後は、自動車や機械産業等の飛躍的な発展に支えられ、大きく進展し、鑄造のための工場が各地で見られる。
26		農業	農業も盛んな愛知県では、各地においてその地域特性に合った作物が栽培され、地域の個性を生み出しているとともに、季節感を感じさせる景観を見せている。(電照菊(田原市)、キャベツ畑(田原市、豊橋市、美浜町)、田園(安城市)、レンコン(愛西市)、植木(稲沢市)、銀杏(稲沢市))
27		愛知用水 (愛知池、佐布里池等)	木曽川から取水し、尾張東部から知多半島にかけての一带に、農業用、工業用、上水用の水を供給する用水として昭和36年(1961年)に開かれた。ため池に頼っていた尾張東部や知多半島の農業、また井戸に頼っていた地域住民の日常生活を著しく向上させた。また、工業用水としてこの地域の産業の発展に大きく貢献した。
28		明治用水	矢作川から取水し、安城市を中心に、岡崎市、豊田市、知立市、刈谷市、高浜市、碧南市、西尾市の8市にまたがる地域に、農業用と工業用の用水として開かれたもので、明治18年(1885年)までにほぼ現在の姿となった。明治用水の計画は江戸時代に始まる。碧海郡和泉村(現在の安城市和泉町)の豪農都築弥厚(つづきやこう)の碧海台地に矢作川の水を引き開墾を行うという計画が始まりである。

出典：「美しい愛知づくり基本計画」(平成19年3月 愛知県)

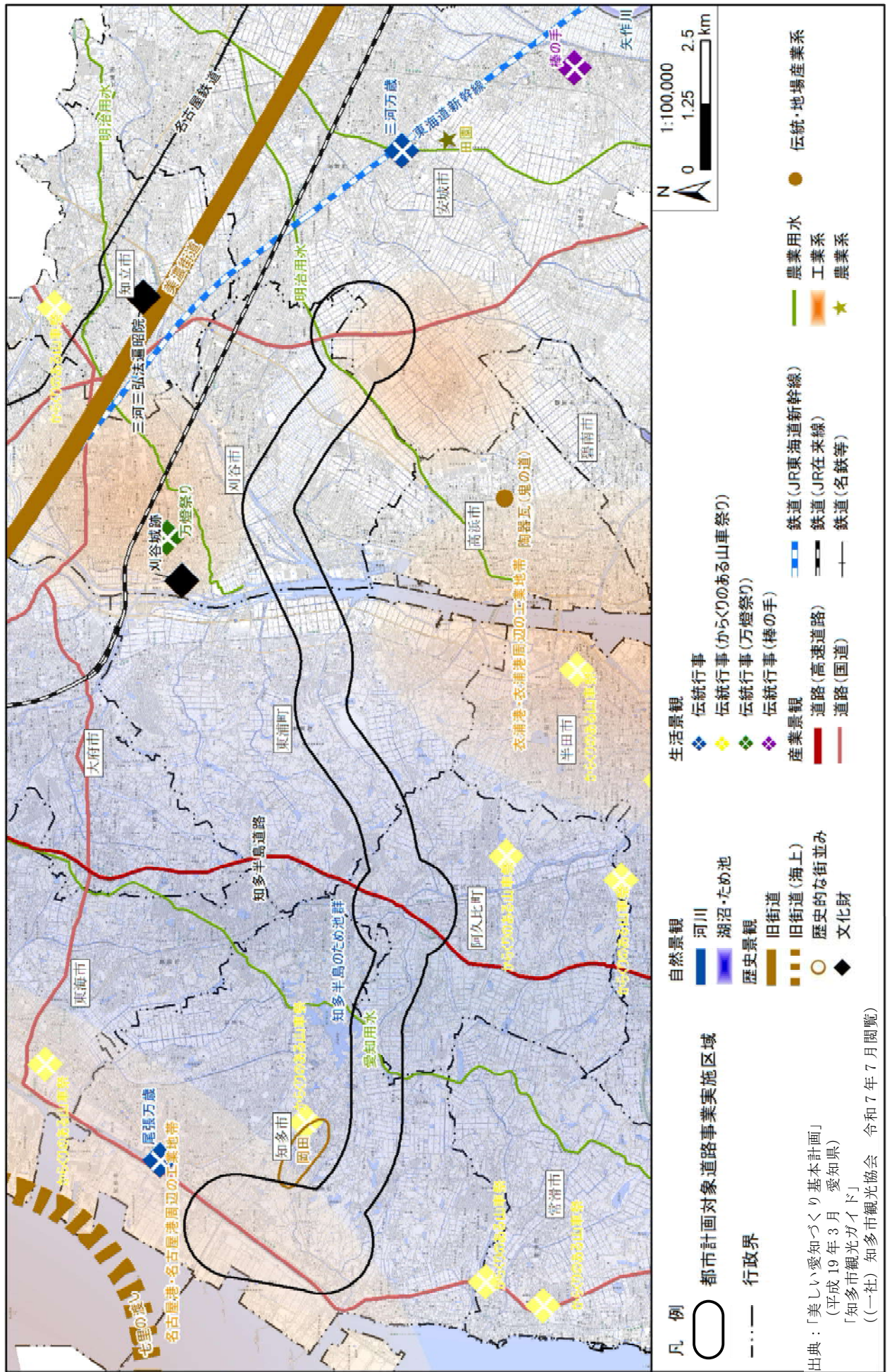


図 4.2-39 広域資源の分布状況